

# 青梅市耐震改修促進計画【概要版】

## 第1章 はじめに

### 策定の背景と目的

市では、平成19年度に「青梅市耐震改修促進計画（H20.3）」を策定し、平成25年の耐震改修促進法の改正等を踏まえ、平成27年3月に改定を行い、災害に強いまちづくりの実現に向けて、建築物の耐震化を促進してきました。その後、国では、平成30年6月の大坂府北部を震源とする地震等におけるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、平成31年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」を施行し、建築物に附属する組積造の塀についても耐震診断を義務づけました。これを受け、東京都では、「東京都耐震改修促進計画（H28.3改定）」について、令和2年3月に特定緊急輸送道路沿道建築物・組積造の塀に関する一部改定を行いました。

そこで、これらの背景を踏まえ、法改正や都計画との整合を図るとともに、本計画にもとづき、建築物の耐震化をより一層促進し、地震による建築物の被害・損傷を最小限にとどめることにより、住民の生命、身体および財産の保護、郷土の保全、都市機能の維持を図ることを目的に、計画の見直しを行います。

### 計画の位置づけ・計画期間・対象区域・対象建築物

計画の位置づけ	本計画は、耐震改修促進法第6条の規定にもとづき策定するもので、青梅市総合長期計画に掲げる「安全で快適に暮らせるまち」の実現を図るため、東京都防災関連計画や青梅市地域防災計画、青梅市都市計画マスターplan、青梅市住宅マスターplan等の分野別施策との整合を図りながら定めるものとします。
計画期間	令和3年度から令和7年度まで
対象区域	対象区域は、青梅市全域とします。
対象建築物	建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された住宅、特定建築物、要安全確認計画記載建築物、市所有建築物とします。

## 第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

### 【一般住宅】

○令和2年度の住宅の耐震化率は83.3パーセントであり、目標（耐震性が不十分なものをおおむね解消）を達成するためには、令和7年度末までにおおむね6,000棟の耐震化が必要になります。

### 【市営住宅】

○令和2年度の市営住宅の耐震化率は76.0パーセントであり、令和7年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目指します。

### 【特定建築物】

○令和2年の特定建築物の耐震化率は82.3パーセントであり、令和7年度末までに目標耐震化率95パーセント以上を達成するためには41棟の耐震化が必要になります。

### 【特定緊急輸送道路沿道建築物】

○令和2年の特定緊急輸送道路の総合到達率は70.5パーセントであり、青梅街道の一部で区間到達率が60パーセント未満となっています。令和7年度末までに総合到達率を99パーセント以上、かつ、区間到達率95パーセント未満の区間を解消することを目指します。

### 【特定緊急輸送道路沿道建築物に附属するブロック塀等】

○特定緊急輸送道路沿道建築物に附属するブロック塀等について、令和7年度末までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目指します。

### 【市所有建築物】

○令和2年の市所有建築物の耐震化率は82.1パーセントであり、令和7年度末までに目標耐震化率95パーセント以上を達成するためには37棟の耐震化が必要になります。

### 【市所有特定既存耐震不適格建築物】

○令和2年の市所有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は98.2パーセントであり、令和7年度末までに目標耐震化率100パーセントを達成するためには1棟の耐震化が必要になります。

表 耐震化の現状と目標

	平成26年度	令和2年度現在	現行計画における令和2年度末目標	改定計画における令和7年度末目標
一般住宅	78.3%	83.3%	95%	耐震性が不十分なものをおおむね解消
市営住宅	57.7%	76.0%	95%	耐震性が不十分なものをおおむね解消
特定建築物	81.5%	82.3%	95%	95%以上
特定緊急輸送道路沿道建築物	—	総合到達率70.5% 一部で区間到達率60%未満	—	総合到達率99%以上 かつ区間到達率95%未満の区間を解消
ブロック塀等	—	調査中	—	耐震性が不十分なものをおおむね解消
市所有建築物	77.1%	82.1%	95%	95%以上
市所有特定既存耐震不適格建築物	89.8%	98.2%	100%	100%

## 第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための取組

- 住宅・建築物の耐震化は、その所有者が自らの責任で行うことを基本とします。
- 市は、市民の生命・財産を守るために、住宅・建築物の所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、東京都や関係機関と協力して耐震化促進のための環境整備や耐震改修等に関する助成等の支援および関係機関等で実施している耐震化に関する支援や融資制度等の紹介など、情報提供を行います。
- 住宅の耐震化を緊急的に促進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する「耐震化緊急促進アクションプログラム」を新たに作成し、耐震化を推進します。
- 耐震診断および耐震改修の促進を重点的に取り組むべき住宅・建築物・地域を次のとおり定めます。
  - ・倒壊や火災の延焼による人的、経済的被害の大きな原因となりうる木造住宅
  - ・特定緊急輸送道路沿道の建築物
  - ・特定緊急輸送道路沿道建築物に附属するブロック塀等
  - ・多数の者が利用する一定規模以上の、民間が所有する建築物
  - ・木造住宅が密集している地域

## 第4章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

### ■耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

- ・木造住宅の耐震診断および耐震改修補助事業
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物およびブロック塀等に関する支援
- ・既存住宅を耐震改修した場合に受けられる特別控除制度や減税措置の周知

### ■啓発および知識の普及に関する施策

- ・防災意識の普及・啓発
- ・リフォームに併せた耐震改修の誘導
- ・木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及の促進
- ・高齢者世帯への支援

### 木造住宅における耐震化の促進

- ・相談窓口の設置
- ・ホームページやパンフレット、自治会回覧等による情報提供
- ・専門技術者の紹介
- ・耐震マーク表示制度の活用

### ■地震時の総合的な安全対策の推進

- ・家具転倒防止対策
- ・落下物防止対策
- ・ブロック塀の倒壊防止対策
- ・エレベーターに対する安全対策
- ・がけ崩れ等における建築物の被害の軽減対策

## 第5章 耐震化を促進するための指導や助言等への協力

市は、関係機関・関係団体と連携し、所管行政庁が実施する、耐震改修促進法にもとづく指導・助言、指示、公表および建築基準法にもとづく勧告、命令等について、積極的に協力していきます。